
仙台市震災対策アクションプラン

【令和7年度～令和16年度】

令和7年3月



はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、東北地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から、本市は、被災された皆さまのご努力と、国内外からいただいた多大なご支援により復興の歩みを進め、津波からの多重防御や帰宅困難者対策、地域版避難所運営マニュアルの作成など、自助・共助・公助の力を結集した防災・減災対策に取り組んでまいりました。

このような中、令和 5 年 11 月に公表された「宮城県第五次地震被害想定調査報告書」においては、東日本大震災からの復興によるまちづくりを踏まえてもなお、長町-利府線断層帯地震等による甚大な被害が予測されており、切迫する大規模地震から市民の生命、身体及び財産を守るため、更なる取組みの強化が必要となっています。

また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を経て、地震火災対策や避難所環境の改善など、震災から命を守るための教訓や新たな知見を、本市においても、積極的に活かしていかねばなりません。

今回策定した「仙台市震災対策アクションプラン」は、「宮城県第五次地震被害想定調査報告書」において本市で予測される被害の着実な縮減を目指すため、「津波による犠牲者を限りなくゼロに近づけること」及び「揺れと火災による犠牲者を 5 割以上減少させること」という 2 つの減災目標のもとに、令和 7 年度から 10 年間の、本市が取り組む具体的な事業を掲げたものです。これまで本市が連綿と取り組んできた事業の着実な推進と拡充はもとより、電気火災対策等の新規事業に加え、外国人を含む要配慮者に対する避難支援や、視覚に障害をお持ちの方に向けた防災情報の読み上げアプリの導入など、多様性や防災 DX にも配慮した計画としています。

本アクションプランの推進には、地域団体や NPO、企業、大学など様々な主体を含む市民の皆さまとの連携・協働が不可欠です。多くの皆さまと手を携え、ハード・ソフトの双方を組み合わせた地震・津波対策を力強く推進し、「防災環境都市・仙台」として、一層の防災力向上に取り組んでまいります。

最後に、本プランの策定にあたり貴重なご意見を賜りましたアドバイザーの皆さまに心より感謝を申し上げますとともに、市民の皆さまにおかれましては、引き続き、本市の強みである「市民力」と「地域力」を活かした、全市一丸となった防災対策の推進に、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 3 月

仙台市長 郡 和子

目次

1	仙台市震災対策アクションプラン策定の背景・目的	
(1)	これまでの本市の地震・津波災害対策	1
(2)	仙台市震災対策アクションプランの目的	1
2	宮城県第五次地震被害想定調査	
(1)	宮城県第五次地震被害想定調査の概要	2
(2)	想定地震による被害の概要	2
3	仙台市震災対策アクションプランの基本的事項	
(1)	アクションプランの位置づけ	3
(2)	計画期間	4
(3)	減災目標	4
(4)	施策体系の概要	6
4	仙台市震災対策アクションプランの施策内容	
	施策の方向性1 人的被害を最小限に抑える（直接死）	
	施策の柱① 揺れによる被害の軽減	7
	施策の柱② 火災による被害の軽減	9
	施策の柱③ 津波による被害の軽減	11
	施策の方向性2 生活への影響を最小限に抑える（関連死）	
	施策の柱④ ライフラインの被害防止	13
	施策の柱⑤ 避難生活の支援体制の充実	15
	施策の柱⑥ 迅速な被災者支援	17
	施策の方向性3 地域の防災力向上による被害の軽減の促進	
	施策の柱⑦ 地域の防災体制強化	19
	施策の柱⑧ 防災意識の醸成	21
	施策の方向性4 迅速な災害応急対策による被害の軽減の促進	
	施策の柱⑨ 災害応急体制の整備・強化	23
	施策の柱⑩ 市民への適切な情報発信	25
	施策の柱⑪ 防災に関する人材育成	26
5	仙台市震災対策アクションプランアドバイザー	27

附属資料

資料1 仙台市震災対策アクションプラン事業一覧

資料2 仙台市震災対策アクションプラン関連指標一覧

資料3 宮城県第五次地震被害想定調査報告書（概要）

資料4 長町-利府線断層帯地震 揺れによる建物全壊棟数 仙台市被害図

資料5 長町-利府線断層帯地震 火災による建物全焼棟数 仙台市被害図

1 仙台市震災対策アクションプラン策定の背景・目的

(1) これまでの本市の地震・津波災害対策

これまで本市では、昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震における被災経験を踏まえ、危険なブロック塀等に対する対策を実施するほか、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災を契機に、市有建築物等の耐震化に向けた各種事業や地震時における出火防止対策を継続して推進してきました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を教訓として、津波避難エリアの設定、津波避難に関する周知・啓発や海岸堤防、海岸防災林及びかさ上げ道路の多重防備の整備、津波避難のための道路、津波避難タワー及び避難の丘等の避難施設の整備、津波情報伝達システムをはじめとする情報伝達体制の整備のほか、安全な内陸への集団移転、市民参加による津波避難訓練など、総合的な津波対策を進めるとともに、「防災環境都市・仙台」を目指し、将来の災害や気候変動リスク等の脅威にも備えたしなやかで強靱な都市づくりを進めてきました。

さらに、令和 4 年 5 月の宮城県による最大クラスの津波浸水想定公表を受け、津波避難エリアの見直しや津波からの避難の手引きの改定、津波避難施設の確保等の各種取り組みを推進するなど、今日に至るまで絶え間ない防災・減災対策を進めてきたところです。

(2) 仙台市震災対策アクションプランの目的

今般、本市では、令和 5 年 11 月に公表された宮城県第五次地震被害想定調査を受け、仙台市地域防災計画共通編の災害想定の方針に本調査を位置づけました。

本調査結果における 4 つの地震により想定される被害は、本市において厳しいものであり、特に、長町-利府線断層帯地震では、最大の人的・物的被害が想定されるなど、揺れや火災による被害対策として、建物の耐震化はもとより、出火件数を減少させ、その被害を軽減する必要があります。また、津波による被害については、現在の総合的な防災対策を考慮してもなお、人的被害が予測されていることから、さらなる対策の推進が求められています。

また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、揺れや火災、津波等の直接的な原因による被害だけでなく、ライフラインの停止や避難所の生活環境等の間接的な要因による災害関連死も多く発生しており、改めてこれらに対する対策の推進が求められています。

本アクションプランは、宮城県第五次地震被害想定調査において予測される被害及び社会への影響等を最小化するよう、地震・津波災害対策について本市独自の減災目標を設定し、その目標を達成するために必要となる具体の事業をまとめた 10 年間の行動計画として、策定するものです。

2 宮城県第五次地震被害想定調査

(1) 宮城県第五次地震被害想定調査の概要

宮城県ではこれまで4回にわたって地震被害想定調査を実施してきました。今回の第五次地震被害想定調査については、東日本大震災からの復旧・復興の状況や各種見等を反映した上で、中央防災会議の防災基本計画や宮城県の震災対策推進条例及び地域防災計画等に基づき、県内に大規模な被害をもたらす4ケースの巨大地震を想定し実施したものです。

○調査区域：宮城県全域

○調査項目：地震動・津波の計算

人的被害・物的被害等の予測

防災対策・減災目標の検討

(2) 想定地震による被害の概要

今回の第五次地震被害想定調査では、「東北地方太平洋沖地震」、「宮城県沖地震（連動型）」、「スラブ内地震」、「長町-利府線断層帯地震」の4ケースの巨大地震による被害の予測結果を公表しています。

【4ケースの大規模地震及び本市における被害予測結果（冬18時の場合）】

想定地震	県内 最大震度、 最大津波高	想定される被害		四捨五入により合計は合わない場合がある。		
				うち津波に よる	うち揺れに よる	うち火災に よる
①東北地方太平洋沖 地震 M9.0	震度6強 約22m	全壊焼失	約 3,200棟	2,259棟	249棟	683棟
		死者数	約 500人	466人	3人	32人
②宮城県沖地震 (連動型) M8.0	震度6強 約8m	全壊焼失	約 550棟	-	223棟	325棟
		死者数	約 20人	-	3人	15人
③スラブ内地震 M7.5	震度7 約1m	全壊焼失	約 6,500棟	-	1,280棟	5,234棟
		死者数	約 310人	-	45人	267人
④長町-利府線断層帯 地震 M7.5	震度7 津波なし	全壊焼失	約21,000棟	-	2,929棟	17,825棟
		死者数	約 950人	-	106人	845人

3 仙台市震災対策アクションプランの基本的事項

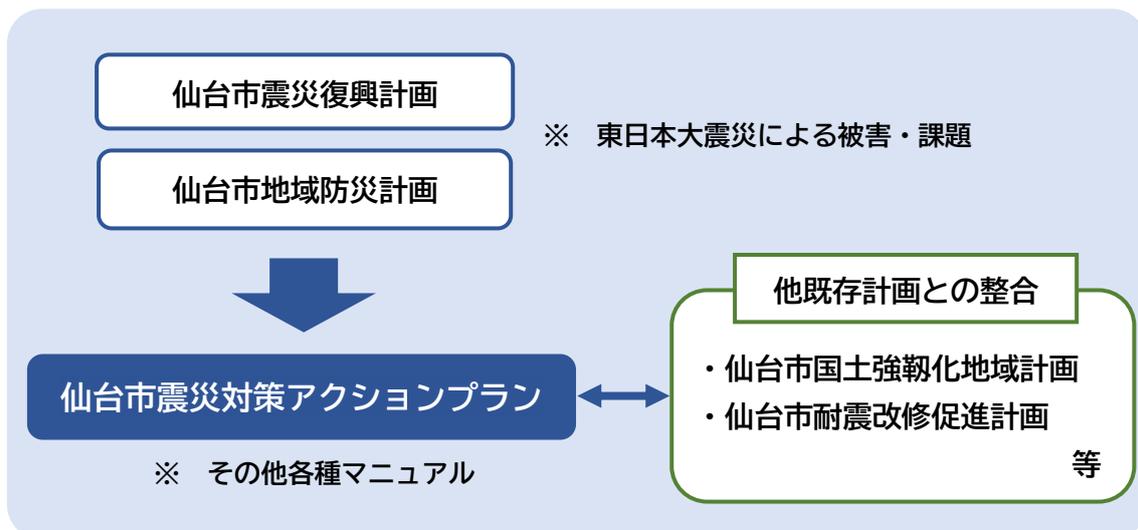
(1) アクションプランの位置づけ

仙台市震災対策アクションプランは、宮城県第五次地震被害想定調査における被害等の最小化を目的に、本市が独自に設定した地震・津波災害対策に係る減災目標を達成するための行動計画です。

本アクションプランは、東日本大震災による被害・課題等を勘案した「仙台市震災復興計画」の基本理念や本市の防災対策の基本となる「仙台市地域防災計画」に基づくもので、地域防災計画に規定する災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興についてその実効性を高め、効果的かつ効率的に実施していくための具体の事業をまとめた実施計画として位置づけています。

なお、本アクションプランと関連する計画等の関係は下の図のとおりです。

【仙台市震災アクションプランと既存計画の関係図】



■ 仙台市防災・減災のまち推進条例について

本市では、防災に関する意識の醸成を図るとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を守るための防災力及び減災力の向上を図ることを目的として「仙台市防災・減災のまち推進条例」を制定し、平成29年3月に施行しました。

本アクションプランや仙台市地域防災計画をはじめとする防災に係る各種計画等は、本条例の基本理念を踏まえながら策定しています。

■ 他既存計画について

「仙台市国土強靱化地域計画」は、しなやかで強靱な地域づくりを推進するため、令和2年11月に策定し、大規模自然災害等のリスクを減らすための事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的に実施しています。

「仙台市耐震改修促進計画」は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、平成20年に策定し、耐震化率の目標を定めて、建築物の耐震化等を促進しています。

本アクションプランは、これら他既存計画との整合を図り、本市の地震・津波災害対策について連携して推進していくものです。

(2) 計画期間

本アクションプランの計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、国及び県の動きや主要事業の追加状況等を考慮の上、随時見直しを行うものとします。

(3) 減災目標

本市では、宮城県第五次地震被害想定調査における調査結果及び県の減災目標を踏まえ、以下の2つを今後10年間の減災目標とします（具体の個別事業については資料1、事業に係る関連指標については資料2のとおり）。

なお、宮城県沖地震（連動型）及びスラブ内地震のケースについても、下記目標達成に向けた取り組みにより、着実に被害を軽減していきます。

津波対策

目標①：最大クラスの津波をもたらず地震により想定される死者数を、今後10年間で限りなくゼロに近づける。

揺れ・火災対策

目標②：長町-利府線断層帯地震により想定される死者数を、今後10年間で5割以上減少させる。

■ 目標達成に係る考え方

〈津波対策〉目標①

東日本大震災での津波による甚大な被害を受け、本市では、津波避難に関する周知・啓発や海岸堤防及びかさ上げ道路等の津波に対する多重防御、津波に係る避難道路、津波避難タワー及び避難の丘等の避難施設の整備等、総合的な津波対策を進めてきました。

津波による被害については、これまで進めてきた津波防災対策を踏まえて、引き続き津波避難施設・場所の拡充を進めるほか、「津波からの避難の手引き」の周知や各種訓練の実施により、津波避難施設等の充実や市民の津波避難意識の一層の向上を図ることで、人的被害を限りなくゼロに近づけていくものとします。

〈揺れ・火災対策〉目標②

東日本大震災において、「仙台市耐震改修促進計画」に基づく耐震化の各種事業により、本市では地震による建物倒壊の防止に一定の効果が認められたことから、これまでの耐震化の取り組みを継続しつつ、今後、同計画を改定し、地震による建築物への被害対策につながる施策の拡充について検討を進め、揺れによる被害を最小化していくものとします。

火災による被害については、阪神・淡路大震災や東日本大震災において、地震火災のうち電気火災が半数以上を占めたほか、能登半島地震における輪島市大規模火災では、火災の発見や初期消火の遅れ等が課題とされました。

宮城県第五次地震被害想定調査においても、長町-利府線断層帯地震により予測される火災の約半数が電気火災とされており、地震後の電気火災の出火防止対策が被害の減少に特に有効と考えられることから、感震ブレーカーの設置促進や避難時の電源ブレーカー遮断等の周知・啓発等により、死者数の減少を目指します。

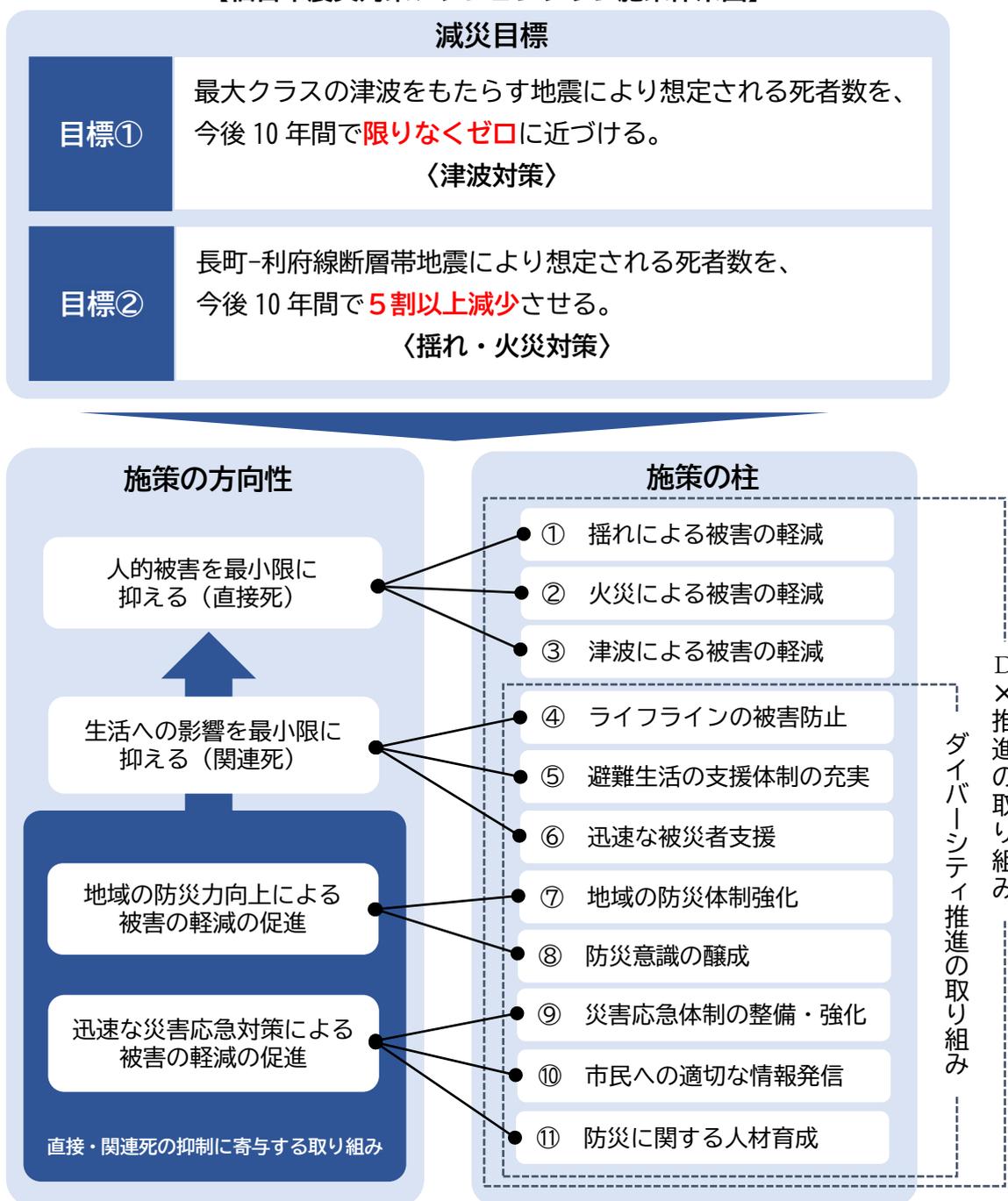
併せて、自助・共助による初期消火に係る施策等を中心として、これまで実施してきた火災対策の継続・強化を図ることで被害を最小化させていくものとします。

(4) 施策体系の概要

本アクションプランは、仙台市地域防災計画の基本理念に基づき、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、以下の4つの施策の方向性と11の施策の柱を設定します。

また、本市で推進している「DX推進の取り組み」、「ダイバーシティ推進の取り組み」の観点も踏まえ、各事業を展開していくものとします。

【仙台市震災対策アクションプラン施策体系図】



4 仙台市震災対策アクションプランの施策内容

施策の方向性 1 人的被害を最小限に抑える（直接死）

施策の柱① 揺れによる被害の軽減

東日本大震災では、津波により甚大な被害を受けた一方で、地震による建築物の倒壊数は少なく、これまでの耐震化の取り組みに一定の効果が認められました。

しかしながら、本市においては今後も海溝型や、長町-利府線断層帯におけるマグニチュード7以上の巨大地震が想定されていることから、引き続き地震対策が必要です。

現行の「仙台市耐震改修促進計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震化率目標を達成できるよう仙台市内の建物の耐震化を推進していきます。

また、令和7年度末改定予定の「次期仙台市耐震改修促進計画」（令和8年度～令和12年度）により、これまでの耐震化の推進を継続しつつ、地震による建築物への被害対策につながる施策の拡充について検討していきます。

行動計画	担当局区
<p>1 住宅の耐震化等の促進【継続】</p> <p>現行の「仙台市耐震改修促進計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震化率目標を達成できるよう仙台市内の建物の耐震化を推進していきます。</p> <p>また、令和7年度末改定予定の「次期仙台市耐震改修促進計画」（令和8年度～令和12年度）により、これまでの耐震化の推進を継続しつつ、地震による建築物への被害対策につながる施策の拡充について検討していきます。</p>	都市整備局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none">・仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業・仙台市木造共同住宅耐震診断促進事業・仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業・仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付事業・仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付事業	

行動計画	担当局区
<p>2 多数の者が利用する建築物の耐震化等の促進【継続】</p> <p>昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された民間特定建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、改修工事完了まで複数年を要し、営業しながらの工事となるなどの課題がありますが、耐震化を促進するために、国の地域防災拠点建築物緊急促進事業等の補助制度等を活用し、耐震化の支援を行います。</p>	都市整備局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市民間大規模建築物耐震化促進事業 	
<p>3 市有建築物等の適切な維持管理等【継続】</p> <p>市有建築物の耐震化はほぼ完了していますが、今後の大規模な地震等の発生に備えて、定期的に点検を実施しながら必要な修繕等を行うことにより、施設を適切に維持します。</p>	都市整備局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物等防災対策 	
<p>4 窓ガラス等の定期的な飛散防止対策【継続】</p> <p>市民や職員等が常時滞在する建築物及び道路や通路面において対策が必要な建築物のガラス飛散防止対策として実施した飛散防止フィルムは、劣化が進行するため、耐用年数に合わせた定期的な対策を実施します。</p>	都市整備局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスの飛散防止対策 	
<p>5 ブロック塀対策の推進【継続】</p> <p>○仙台市が早急に除却を要すると判定した特に危険なブロック塀等については、所有者等に対して国の住宅・建築物安全ストック形成事業等の補助制度を活用し、除却に向けた取り組みを支援するとともに、市ホームページにて位置の情報提供を行います。</p> <p>○高齢者施設におけるブロック塀等の改修整備について、改修事業者へ費用の補助を行い、除却に向けた支援を行います。</p> <p>○市街化区域内でブロック塀を撤去し生垣をつくろうとする個人や事業者へ費用の補助を行い、生垣への変更を推進します。</p>	都市整備局 健康福祉局 建設局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市ブロック塀等除却工事補助事業 ・認知症高齢者グループホーム等の防災改修等の支援 ・生垣設置の推進 	

施策の柱② 火災による被害の軽減

宮城県第五次地震被害想定調査における本市の被害については、長町-利府線断層帯地震において最大の被害が想定され、火災による死者が 845 人、焼失棟数が 17,825 棟となっており、建物の耐震化など、揺れへの対策はもとより出火件数を減少させ被害を軽減することが何より重要となっています。

こうした状況を踏まえ、大規模地震時の火災を防ぐためには、電気機器等からの出火防止対策が有効であることから感震ブレーカーの設置を促進するほか、火災が発生した際の被害を最小限に留めるための延焼防止対策として、火災を早期に発見するための住宅用火災警報器の設置や消火器等による初期消火訓練を促進します。

また、東日本大震災の経験や能登半島地震等からの教訓を踏まえ、災害対応力の更なる充実強化を図るとともに、大規模な地震災害に的確に対応できる活動体制の充実強化を図ります。

行動計画	担当局区
<p>6 地震時における電気火災対策の推進【新規】</p> <p>○大規模地震時の電気火災を防止するため、引き続き避難時におけるブレーカーの遮断、再通電時における電気機器の確認等の啓発を図るとともに、新たに感震ブレーカーの設置を促進します。</p> <p>○本市と包括連結協定を締結している企業が、互いの顧客接点等を生かして地震火災防止の啓発や商品開発等で連携した取り組みを展開します。</p>	<p>危機管理局 消防局</p>
<p>[主な事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー設置促進事業 ・産学官金民連携による地震火災対策の推進 	
<p>7 住宅防火対策等の推進と防火防災意識の普及啓発【継続】</p> <p>住宅用火災警報器の条例適合率の向上や適切な維持管理の促進を図るなど、関係団体と連携し実効性のある防火対策と情報発信を推進します。</p> <p>また、市民に対する防火防災意識の普及を図るため、様々な機会を捉え、高齢者の火災予防の推進や幼児・児童の防火防災知識の習得に向け取り組みます。</p>	<p>消防局</p>
<p>[主な事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅防火対策 ・地域密着で取り組む火災の無いまちづくり 	

行動計画	担当局区
<p>8 初期消火活動の啓発及び訓練支援等【継続】</p> <p>延焼防止を図るため、市民、企業等に対する初期消火活動の啓発や訓練支援を行うとともに、訓練用資機材の整備を図ります。</p>	消防局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練の実施及び資機材の整備 	
<p>9 総合的な消防力の整備及び災害対応力の強化【拡充】</p> <p>地震に伴う大規模火災を始めとした各種災害において被害を最小限に止めるため、複合災害を想定した実践的な訓練を行うとともに、特殊災害に対応する部隊運用や資機材の整備を図り、消防活動の高度化を推進します。</p> <p>また、的確かつ継続的に災害対応ができるよう、消防車両、装備及び消防署所の適切な維持・充実に努めます。</p>	消防局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両、装備・資機材及び消防署所の整備 ・消防活動体制の充実強化 	
<p>10 消防水利の整備【継続】</p> <p>耐震性のある防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、既存水槽の維持管理を継続します。</p>	消防局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利施設整備 	
<p>11 消防団の充実強化【拡充】</p> <p>消防団員の更なる確保や長く活躍できる環境整備として、消防団協力事業所表示制度の推進や積極的広報による消防団活動への理解醸成を図ります。</p> <p>また、災害対応力を強化するため、安全装備品等を計画的に更新するとともに、街区訓練施設や実火災体験型訓練施設等を活用した実践的訓練を行います。</p>	消防局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団充実強化 ・消防団活動支援 	

施策の柱③ 津波による被害の軽減

東日本大震災の教訓を踏まえた津波防災対策については、海岸堤防、海岸防災林及びかさ上げ道路の多重防御による津波減災や、津波避難のための道路、津波避難タワー及び避難の丘等の避難施設の整備のほか、安全な内陸への集団移転等、総合的な津波対策を進めてきました。

将来にわたり、「津波の被害から自分の命は自分で守る」意識の醸成や行動変容が重要であるため、住民や事業所等に対して、津波避難エリアや避難場所を十分に周知するほか、実践的な訓練を継続して行う必要があります。

また、令和4年5月の宮城県による新たな津波浸水想定公表を受け、浸水エリアが広がった地区の津波避難計画を整理する必要があります。

行動計画	担当局区
1 2 津波避難施設・場所の拡充【拡充】 津波避難エリア拡大に伴い、市有施設や民間施設の安全性や各種条件等を確認した上で、追加指定を検討していきます。	危機管理局 都市整備局 建設局
〔主な事業〕 ・新たな津波浸水想定に対する指定緊急避難場所の整備	
1 3 新たな津波浸水想定に対する避難計画の整理【新規】 令和4年5月に公表された津波浸水想定により、新たに避難が必要となったエリアについて、避難に要する時間等を検証し、避難行動や津波避難施設の確保に関する考え方を整理します。	危機管理局
〔主な事業〕 ・津波に対する避難行動等の再検証	

行動計画	担当局区
<p>1 4 津波避難施設等の周知【継続】</p> <p>津波避難エリアを記載した「津波からの避難の手引き」の周知、津波避難施設の見学等を通じた津波からの避難や備えについての普及啓発、地域ごとの津波避難計画作成及び避難訓練の実施等、引き続き現在の取り組みを進めます。</p>	<p>危機管理局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波からの避難の手引き作成 ・地域の津波避難計画作成・訓練等支援 ・仙台市総合防災訓練 	
<p>1 5 津波避難行動の促進【継続】</p> <p>より広範囲かつ明瞭に避難情報を伝達できるように、津波情報伝達システムへの高性能スピーカーの導入や、津波広報ドローンの安定運用を目指します。</p> <p>また、ヘリコプターによる上空からの広報、消防車両等による巡回広報を迅速に行います。</p>	<p>危機管理局 消防局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難広報体制(津波情報伝達システム等) 	

施策の方向性2 生活への影響を最小限に抑える（関連死）

施策の柱④ ライフラインの被害防止

市民生活に直結する電気、ガス、上下水道及び交通機関等の重要なライフラインが被災すると、社会生活を営む上で、大きな支障が生じる恐れがあります。

宮城県第五次地震被害想定調査においても、4ケースの巨大地震発生直後の市内状況として、人口あたりのガス停止率が最大 90%、断水率が最大 49%となる予測結果が出ていることから、日頃より関係機関と連携した上で、災害時にはライフライン機能を維持することが重要となります。

本市では、ライフライン関係機関との連携を強化するとともに、各ライフライン施設の地震対策を推進していきます。

また、災害時に緊急輸送道路となる道路の整備等についても着実に進めていきます。

行動計画	担当局区
16 関係機関との相互連携の強化【継続】 災害時にもエネルギーの供給が継続されることが、迅速かつ適切な避難行動や救援活動の重要な要素となるため、企業や各事業所等ができるだけ被害を受けないよう、事前防災、減災の取り組みを推進するほか、市の総合防災訓練等を通じた平時からの関係機関との相互連携に努めます。	危機管理局
〔主な事業〕 ・電力、石油、LP ガスサプライチェーンとの連携推進	
17 緊急輸送路等の整備【継続】 災害時の応急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路等について、災害時に輸送機能を確保できるように、平時の道路管理をはじめ、道路の新設改良、橋りょうの耐震対策・維持補修、電柱類の地中化、路面下空洞の調査・補修を推進します。	建設局
〔主な事業〕 ・橋りょう震災対策 ・無電柱化推進 ・道路新設改良 ・路面下空洞対策	

行動計画	担当局区
<p>18 都市ガス施設の地震対策の推進【継続】</p> <p>大規模災害時における都市ガス導管の被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できるようにするため、耐震性の高い本支管への入替えを進めるとともに、都市ガスの安定供給を確実にを行うため、導管・整圧器・ガスホルダー・バルブ等の供給設備等の維持管理・点検・整備・更新を適切かつ計画的に行います。</p>	ガス局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年本支管の計画的な入替え ・都市ガス供給設備の適切な維持管理 ・都市ガス製造設備の適切な維持管理 	
<p>19 水道施設の地震対策の推進【継続】</p> <p>配水所や管路などの水道施設の耐震化を進めるとともに、震災時に災害医療を担う病院や福祉施設、防災拠点となる公共施設に係る耐震化を、関係部局にて連携しながら推進していきます。</p> <p>また、飲料水等確保を目的として、指定避難所に整備した災害時給水栓について地域の方々だけで給水所の開設・運営が可能となるよう操作方法の周知を図るとともに、引き続き市民に対する水備蓄の啓発を行います。</p>	水道局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化 ・災害時給水栓の活用促進 	
<p>20 下水道施設の地震対策の推進【継続】</p> <p>震災時における都市機能及び公衆衛生を確保するため、耐震診断により下水道施設の耐震性を把握し、必要な施設の耐震化工事を推進するとともに、震災時に災害医療を担う病院や防災拠点となる公共施設等に接続する下水道施設の耐震化について、関係部局にて連携して推進していきます。</p> <p>また、下水道管路施設の早期復旧のため、震災時における被災状況調査について、DX化を図り、調査時間の短縮・正確かつ迅速な情報収集・復旧工事の早期立案等の体制を整備します。</p>	建設局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道地震対策 ・下水道情報システム構築 	

施策の柱⑤ 避難生活の支援体制の充実

宮城県第五次地震被害想定調査において、長町-利府線断層帯地震の発生直後は住居被害やライフライン機能の停止により、約 75,000 人の避難者が発生するとされており、被災者の多くが避難所での生活を余儀なくされることが想定されます。

地震によって生じる人的被害には、建物の倒壊や火災、津波等の直接的な原因によるものだけではなく、長引く避難所生活での体調不良やストレスといった間接的な要因によるものもあるため、災害関連死対策が重要となります。

本市では、備蓄の推進や避難所の機能強化、医療救護体制の強化など、避難生活の支援体制の充実を図ります。

行動計画	担当局区
2 1 自助・共助・公助による備蓄の促進【継続】 公的備蓄の確保とともに各家庭等における一週間分程度の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等の備蓄の必要性を啓発するなど、自助・共助・公助による備蓄物資の確保を進めます。	危機管理局
〔主な事業〕 ・家庭内備蓄の推進 ・災害時用備蓄（食料・飲料水・備蓄倉庫等）の推進	

行動計画	担当局区
<p>2 2 避難所機能の強化【拡充】</p> <p>災害時、避難生活の拠点となる指定避難所、補助避難所及び福祉避難所等の機能向上を図ります。</p> <p>また、東日本大震災や能登半島地震の教訓等も踏まえ、指定避難所におけるプライバシー・寝床の確保や適正な数でかつ衛生的な災害用トイレの確保の導入の検討など、避難所の生活環境改善も推進していきます。</p>	<p>危機管理局 健康福祉局 環境局 建設局 教育局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所におけるプライバシー・寝床の確保 ・ 指定避難所における災害用トイレの改善 ・ 福祉避難所の機能強化 ・ 市立学校体育館への大型冷風機の設置 	
<p>2 3 災害時医療体制等の強化【拡充】</p> <p>大規模災害時に医療救護活動を迅速・的確に行うため、災害時医療救護に関する協定を締結している医療関係団体や、医療機関と平時から連携し、災害発生時の医療救護活動の具体的なルールや手順を定めていきます。</p> <p>また、平時から他医療機関と連携し、大規模災害発生時の患者受入れ等の訓練を行います。</p>	<p>健康福祉局 市立病院</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 仙台市大規模災害時医療救護活動マニュアルの作成 ・ 多数傷病者発生を想定した災害対応訓練の実施 	

施策の柱⑥ 迅速な被災者支援

大規模な地震が発生した場合、時間の経過とともに、公的備蓄の枯渇や大量の災害廃棄物の処理、復旧活動への人手不足等の問題が発生します。

早期の生活再建・生活安定に向けて、被災者支援を迅速に行うためには、こうした事態を想定した対応を予め準備しておくことが重要です。

本市では、被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施する体制を整備するとともに、災害廃棄物の処理体制や災害ボランティア受け入れ環境等を整備していきます。

また、観光危機^(※)発生時に外国人をはじめとする旅行者等や観光産業への影響を最小化するための応急対策を予め定め、迅速かつ確実に実施できる体制を整備していきます。

※観光危機とは、地震、津波等の発生、または発生する恐れに伴う風評により、旅行者や観光産業に甚大な負の影響が生じ、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない状況や災害等から引き続き旅行者・観光客等の数が減少している状況のこと

行動計画	担当局区
<p>24 物資の安定供給の確保【継続】</p> <p>被災者に必要な物資を確実に届けるため、物資集配拠点における仕分け業務及び各避難所への配送等について、一括して民間運送事業者に委託するなどさらなる集配業務の円滑な実施について検討します。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資集配拠点の整備 ・緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等 	<p>危機管理局 経済局</p>
<p>25 廃棄物処理体制の整備【新規】</p> <p>頻発する各種災害に備えて、引き続き「仙台市災害廃棄物処理計画」の適宜見直しを行います。また、災害時にも、通常のごみ処理体制を維持できるよう、ごみ処理施設の強靱化や収集運搬のバックアップ体制の構築等を進めていきます。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市災害廃棄物処理計画の適宜見直し ・ごみ焼却施設の整備 ・災害時における生活ごみ・避難所ごみの収集に関するバックアップ体制の構築 	<p>環境局</p>

行動計画	担当局区
<p>26 外国人をはじめとする旅行者等への対応【拡充】</p> <p>「仙台市観光危機管理マニュアル」等に基づき、観光危機による旅行者等や観光産業への影響を最小限とするため、観光関連機関等と連携した情報収集・発信を行い、被災した外国人をはじめとした旅行者等の安全かつ確実な帰宅支援、帰宅困難者対策、多言語対応支援等の施策を推進します。</p>	文化観光局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行者等への対応 	
<p>27 災害ボランティアセンター運営サポーターの養成等の推進【継続】</p> <p>仙台市社会福祉協議会による災害ボランティアセンター運営サポーターの養成やボランティア受け入れ拠点の整備等、関係機関と連携しながら推進します。</p>	危機管理局 健康福祉局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営 ・災害ボランティアセンター運営サポーターの養成 	

施策の方向性3 地域の防災力向上による被害の軽減の促進

施策の柱⑦ 地域の防災体制強化

東日本大震災をはじめとする大規模災害時には、救助や救援要請が同時多発的に発生し、公的機関による救助・救援が行き届かないケースがありました。

初期消火、避難、救出、応急救護及び避難誘導など、人命に関わる応急対策は迅速に行われる必要があることから、市民や企業、自主防災組織等の地域団体等は、必要な防災情報を収集して、地域特性に応じた自主防災活動ができるよう、平時からの防災意識の向上や体制整備を行うことが大切です。

本市では、市民、企業及び地域団体等が行う自助・共助と市や防災関係機関等が行う公助を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心なまちづくりを推進します。

行動計画	担当局区
<p>28 地域コミュニティの強化【継続】</p> <p>地域の防災力の持続的な向上のため、行政による防災体制整備と合わせて、仙台市地域防災リーダー（SBL）や町内会を中心とする自主防災組織、女性防火クラブ等関係団体がそれぞれの地域特性や実情を踏まえて互いに連携し、防災に取り組める環境を整備します。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市地域防災リーダーの養成支援 ・女性防火クラブ活動の充実 	<p>危機管理局 消防局</p>
<p>29 マンションにおける自主防災活動の推進【継続】</p> <p>セミナー等イベントでの啓発や、防災マニュアル作成支援専門家派遣事業の活用促進を通して、引き続き分譲マンションにおける自助・共助の取り組みを推進します。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション防災コミュニティ支援事業 	<p>危機管理局 都市整備局</p>

行動計画	担当局区
<p>30 消防団の充実強化【拡充】〔再掲〕</p> <p>消防団員の更なる確保や長く活躍できる環境整備として、消防団協力事業所表示制度の推進や積極的広報による消防団活動への理解醸成を図ります。</p> <p>また、災害対応力を強化するため、安全装備品等を計画的に更新するとともに、街区訓練施設や実火災体験型訓練施設等を活用した実践的訓練を行います。</p>	消防局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団充実強化〔再掲〕 ・消防団活動支援〔再掲〕 	
<p>31 避難行動要支援者の支援対策の推進【拡充】</p> <p>災害発生時に高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安全かつ迅速な避難を支援するため、「仙台市要配慮者避難支援プラン（全体計画）」に基づき対策を推進することとし、新たな要支援者名簿の調製や要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成等に取り組めます。</p>	危機管理局 健康福祉局
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成推進 	

施策の柱⑧ 防災意識の醸成

宮城県第五次地震被害想定調査では、地震に伴う火災、津波等様々な被害が予測されており、東日本大震災を経験した本市においても、地震に伴う危険性や備えの重要性など、震災の教訓が時間の経過に伴い、風化してしまうおそれがあります。

市民や地域を守るために、平時から災害や減災に関する知識を広め、訓練等を通じて意識啓発を行い、一人ひとりの防災意識を醸成していくことが大切です。

本市では、ハザードマップ等により各種災害からの避難行動の考え方や日頃から備えておくべきことを確認するとともに、防災訓練の充実強化等によって、市民、企業及び地域団体等が災害時に安全確保ができるよう、自助・共助を推進します。

行動計画	担当局区
<p>3.2 各種ハザードマップ等の周知【継続】</p> <p>市民に災害が発生する危険性のある区域、日頃からの備え、情報等の入手方法、避難上の留意事項を周知することで、災害発生時の被害軽減が図られるよう、ハザードマップの存在や掲載情報の見方等を積極的に広報します。</p>	<p>危機管理局 都市整備局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台防災ハザードマップ ・地震ハザードマップ ・津波からの避難の手引き作成〔再掲〕 	
<p>3.3 防災知識の普及啓発【継続】</p> <p>自助を促進するため、市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間等の様々な機会を活用し防災関係機関・研究機関等と連携しながら、防災知識の普及啓発に努めます。</p>	<p>危機管理局 教育局 水道局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発（自助の促進） 	

行動計画	担当局区
<p>3 4 地域の特性等を踏まえた防災訓練の実施【拡充】</p> <p>既存の仙台市総合防災訓練に加えて、各地域における防災上の特性等を踏まえ、各地区の総合防災訓練等の機会を活用し、防災意識のさらなる向上を推進します。</p>	<p>危機管理局 各区</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市総合防災訓練〔再掲〕 ・各地区総合防災訓練 	
<p>3 5 防災に関する市民意識アンケート調査を踏まえた対応【継続】</p> <p>本市の防災施策の策定に必要な基礎資料データを取得し、東日本大震災後の自助・共助の取り組み実態を把握の上、その分析結果を今後の防災施策に反映させます。</p>	<p>危機管理局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市防災に関する市民意識アンケート調査 	

施策の方向性4 迅速な災害応急対策による被害の軽減の促進

施策の柱⑨ 災害応急体制の整備・強化

大規模災害時には、迅速な災害応急対策を講じるため、庁舎の防災機能充実や初動体制の確保等が重要となります。

宮城県第五次地震被害想定調査では、長町-利府線断層帯地震発生時に本市庁舎施設において最大震度7の揺れによる大きな被害が生じることが予測されていることから、災害時に応急活動を迅速に行えるよう、庁舎等の耐震化や非常用電源の確保対策を推進するとともに、市本部の初動体制など、災害対策本部機能を強化します。

また、各種防災関連システムの更新・改修や、AI等を活用した情報収集体制の構築など、災害対策本部等における情報通信体制を強化します。

行動計画	担当局区
<p>36 災害対策拠点施設の整備【新規】</p> <p>○新本庁舎は、災害時に災害対策本部としての機能を発揮する防災の中核拠点として、建物の堅牢性を確保するとともに、業務継続性を可能とする庁舎として整備します。</p> <p>○青葉区役所に設置している災害情報センターを新本庁舎へ移転し、本部員会議室やオペレーションルーム等を備えた災害対策機能の中核を担う拠点として整備します。</p> <p>○区災害対策本部等としての機能を発揮する泉区役所においても、建物機能が継続的に使用できる耐震性能を確保し、継続利用が可能な庁舎として整備します。</p>	<p>危機管理局 財政局 泉区</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎整備 ・(仮称)新・災害情報センター移転整備事業 ・泉区役所建替事業 	

行動計画	担当局区
<p>37 円滑な通信・指令体制の確立【新規】</p> <p>○次期総合消防情報システムの全更新では、耐災害性及び災害対応力を強化したシステムの構築を検討します。</p> <p>○災害発生時等の円滑な通信手段の確保のため、新たな防災行政無線システムの導入や衛星通信サービスを活用した通信体制の確保を検討します。</p>	<p>危機管理局 消防局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合消防情報システム更新 ・防災行政無線の整備 ・災害時の通信体制確保 	
<p>38 災害対策本部機能の強化【新規】</p> <p>○新たに防災情報システム等を導入し、災害に関する情報の収集、集約及び発信等を迅速かつ効果的にすることで、災害対策本部機能の更なる強化を図ります。</p> <p>○災害時における市内の被害情報を迅速に把握するため、AI を活用し SNS からリアルタイムに、正確な被害情報を収集することにより、災害対策本部の対応力強化を図ります。</p>	<p>危機管理局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 新・災害情報センター移転整備事業 [再掲] ・SNS からの被害情報自動収集サービスの活用 	
<p>39 総合的な消防力の整備及び災害対応力の強化【拡充】 [再掲]</p> <p>地震に伴う大規模火災を始めとした各種災害において被害を最小限に止めるため、複合災害を想定した実践的な訓練を行うとともに、特殊災害に対応する部隊運用や資機材の整備を図り、消防活動の高度化を推進します。</p> <p>また、的確かつ継続的に災害対応ができるよう、消防車両、装備及び消防署所の適切な維持・充実に努めます。</p>	<p>消防局</p>
<p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両、装備・資機材及び消防署所の整備 [再掲] ・消防活動体制の充実強化 [再掲] 	

施策の柱⑩ 市民への適切な情報発信

大規模災害時には、真偽判別の難しい情報、障害者や外国人のような要配慮者にとって分かりにくい情報も流れ、多くの市民の混乱が予想されることから、迅速かつ正確でわかりやすい情報の伝達が必要不可欠です。

宮城県第五次地震被害想定調査では、津波による人的被害を最小限にするために市民の速やかな避難行動が特に重要であるとされていることから、本市では平時から避難情報伝達体制の整備をするとともに、様々な伝達手段を活用した情報伝達体制の多重化を図ります。

行動計画	担当局区
<p>4 0 新たな避難情報伝達体制の検討【新規】</p> <p>今後も新たな技術やサービスを活用し、障害者、外国人等にも配慮しながら、災害情報の伝達体制の多重化、高度化を進めていくとともに、より迅速かつ確実に分かりやすい情報を発信します。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災情報音声読み上げアプリ 	危機管理局
<p>4 1 避難情報伝達体制の整備【継続】</p> <p>○災害発生時には、本市の各情報伝達ツールの活用や報道機関（テレビ放送局、ラジオ局、ケーブルテレビ局）との連携により、迅速に避難情報等の発信を行います。</p> <p>○より広範囲かつ明瞭に避難情報を伝達できるように、津波情報伝達システムへの高性能スピーカーの導入や、津波広報ドローンの安定運用を目指します。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時情報一斉送信システムの整備・運用 ・緊急速報メール機能の運用 ・津波避難広報体制（津波情報伝達システム等）〔再掲〕 	危機管理局
<p>4 2 災害時多言語支援【継続】</p> <p>大規模災害時には、言葉や習慣等の違いから災害時に必要な情報を入手しにくい外国人住民等を支援するため、災害多言語支援センターにおいて、多言語での災害情報の提供や相談対応、避難所巡回等による支援を行います。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害多言語支援センター設置・運営による外国人支援 	文化観光局

施策の柱⑪ 防災に関する人材育成

本市では東日本大震災を経験した職員の割合が年々減少する一方、平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震をはじめとした大規模地震が頻発しており、職員にはこのような災害に迅速かつ的確に対応できる危機管理・災害対応能力が求められています。

東日本大震災という未曾有の大災害の経験を生かし、防災環境都市である仙台市職員としての災害対応能力向上のため、各種専門研修を実施するなど、防災に関する専門知識を身に付けた人材を養成していきます。

行動計画	担当局区
<p>4 3 仙台市危機管理・防災研修プログラムの実施【継続】</p> <p>仙台市全体として、「高い危機管理・防災意識を風土として定着させる」ことを目指し、それぞれの部局が主体となって、必要な研修・訓練の企画・実施・評価・改善の一連の運用を自律的に実施します</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市危機管理・防災研修プログラム 	<p>危機管理局 全局</p>
<p>4 4 職員防災意識の涵養【拡充】</p> <p>新規採用職員を対象に、本市の防災計画や災害発生時の対応習得をはじめとした研修を実施し、職員の継続的な防災意識涵養に取り組みます。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員を対象とした防災研修 	<p>総務局</p>
<p>4 5 職員間伝承の取り組み【継続】</p> <p>職員一人ひとりが「災害に強いまち仙台」を支える意識とスキルを身につけることができるよう、職員間伝承プログラムの推進や研修の実施により、東日本大震災の経験と教訓を職員間で伝えます。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員間伝承の取り組み 	<p>まちづくり政策局</p>
<p>4 6 職員の災害対応能力の向上【継続】</p> <p>災害応急活動の実行上の主体として、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な災害応急対策を実施するため、職員への災害対応事前研修をより一層充実していきます。</p> <p>〔主な事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応要員の研修 	<p>財政局 健康福祉局 環境局 建設局 水道局</p>

5 仙台市震災対策アクションプランアドバイザー

アクションプラン策定にあたっては、「仙台市震災対策アクションプランアドバイザー」を設置し、専門的な見地から意見及び助言等をいただいています。

(1) 意見聴取の状況

回	期間	内容
第1回	令和6年9月2日～24日 (個別ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン構成案への意見及び助言 ・減災目標・施策の柱や分野設定に関する意見及び助言 ・個別対応方策案への意見及び助言
第2回	令和6年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市震災対策アクションプラン骨子について ・仙台市震災対策アクションプランにおける主要事業について ・令和6年度「仙台市防災に関する市民意識アンケート調査」結果について

(2) 仙台市震災対策アクションプランアドバイザー（施策の柱順）

分野	氏名	所属等
耐震化	前田 匡樹 氏	東北大学グリーン未来創造機構 グリーンクロステック研究センター 教授
火災	鈴木 恵子 氏	消防庁消防大学校消防研究センター 技術研究部大規模火災研究室 主幹研究官
津波 (防災対策全般)	今村 文彦 氏	東北大学 災害科学国際研究所 教授
避難生活	宗片恵美子 氏	特定非営利活動法人 イコールネット仙台 常務理事
地域	若生 彩 氏	仙台市地域防災リーダー (SBL)

仙台市震災対策アクションプラン

令和7年（2025年）3月策定

編集・発行 仙台市危機管理局防災・減災部防災計画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

TEL：022-214-3046（直通） FAX：022-214-8096

E-mail：kks000120@city.sendai.jp